

宮古島市の人口

令和7年1月31日現在
※人口は外国人数を含む



(1月の人口動態)

転入 205 転出 159

出生 34 死亡 75

総人口 55,588 (- 107)

平良 38,638 (+ 70)

城辺 5,318 (- 76)

下地 3,001 (- 1)

上野 3,911 (+ 2)

伊良部 4,720 (- 102)

男性 28,250 (+ 8)

女性 27,338 (- 115)

世帯数 30,600 (+ 393)

(カッコ内は前年同月比較)

沖縄国際交流・人材育成財団からのお知らせ

令和7年度 貸与奨学生を募集します

1. 募集期間:

令和7年4月1日(火)～令和7年5月9日(金) 必着

2. 対象:

①沖縄県内に住所を有する者の子弟で、国内の大学、大学院、高等専門学校若しくは専修学校(専門課程)に在学する者(令和7年4月1日現在)

②沖縄県出身海外移住者の子弟で主たる住所を海外に有し、県内の大学若しくは大学院に在学する者(令和7年4月1日現在)

③学業、人物ともに優秀であるが経済的理由により修学に困難があると認められる者

※その他詳しくは募集要項、ホームページ等でご確認ください。

3. 問い合わせ先:

(公財) 沖縄県国際交流・
人材育成財団奨学課(担当: 岩崎)

☎ (098) 942-9213

HP: <http://www.oihf.or.jp/>



HPはこちらから

募集 令和7年度 宮古島市奨学生(給付型) を募集します

【応募資格】

- 学校教育法に定める大学、短期大学、専門学校及び高等専門学校4年次に入学又は進学することが決定している又は見込まれる方。ただし、別科、専攻科、通信、大学院及び放送大学は含まない。
- 保護者又は本人が本市に2年以上引き続き住所を有している方。
- 保護者又は保護者がいない方については本人が、経済的理由により修学が困難と認められる方。
- 出願時までの高校等における学業成績の評定平均値が5段階評価で4.3以上かこれに準ずる方。
- 修学の意欲があり高校等での教育課程において成績優秀者及び品行方正であるとして学校長の推薦を受けた方。

【募集人員】4名

【給付額】月額30,000円

※ただし、予算の範囲内で支給するものとします。

※四半期払、半年払のいずれか選択

【給付期間】当該学校における正規の修業期間

【併用】貸与型との併用のみ可

【申込期限】令和7年3月28日(金) 17:00 必着

※郵送の場合、締切日以降に届いた分は受付不可

【申込先】教育委員会教育総務課(市役所3階)

詳しくは、
教育委員会 HPへ



☎ 教育総務課 ☎ 79-1970

広告

そらうみ法律事務所
SORAUMILAW OFFICE

無料出張相談会を定期的に開催しています。
日程についてはお電話にてお問合せ下さい。

沖縄弁護士会所属 3月25日(火) 未来創造センターで開催決定!
弁護士 長尾 大輔(宮古島で7年余り勤務していました)

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドツール・グスク3号室
tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219 「そらうみ 弁護士」で検索

高齢者活躍人材確保育成事業 (公社) 沖縄県シルバー人材センター連合

会員募集中 // 女性大歓迎

健康で働く意欲のある
60歳以上の皆様へ
随時入会説明実施中! お問合せ下さい

(公社) 宮古島市シルバー人材センター
TEL (0980) 72-8495

広告



農政課からのお知らせ

宮古地区就農青年クラブ連絡協議会 新規会員募集のお知らせ

宮古地区就農青年クラブ連絡協議会では、青年農業者の農業生産技術向上と仲間づくりを目的に、研修会や交流会の開催、地域イベントへの参加、食育活動等に積極的に取り組んでいます。下記のとおり新規会員を募集中ですので、クラブ活動に興味のある方は気軽にお問い合わせください。

【入会条件】

年齢は概ね40才以下で、農業を始めたばかり、農業を始めてみたい方

【その他】

体験入会を実施中です。

まずはお気軽にご相談ください!

☎ 宮古地区就農青年クラブ
連絡協議会事務局
沖縄県宮古農林水産振興センター
農業改良普及課
☎ 72-3179



農業経営収入保険のご案内

宮古島市は農家負担分の50%を補助!

「収入保険」は、自然災害、事故や病気、市場変動等により減少した農業収入を補填する国の制度です。予測できないリスク等に備え、収入保険に加入しましょう。

また、宮古島市から農家負担額の50%補助しますので、ぜひ加入を宜しくお願いします。

リスクに備え安心・安定の農業経営のため 収入保険に加入しましょう。

加入対象: 青色申告を行っている農業者(個人・法人)

対象収入: 農業者が自ら生産した農産物の売り上げ(所得ではありません)

責任期間: 個人(1月～12月)
法人(事業年度の1年間)

☎ NOSAI 沖縄 宮古支所 ☎ 72-4724

令和7年度 農林水産物条件不利性解消事業 (輸送費補助) 申請受付について

令和7年度農林水産物条件不利性解消事業について説明会及び申請受付を以下のとおり実施いたします。

説明会: 4月4日(金) 14:00～

宮古島市役所3階会議室①

申請受付期間: 4月7日(月)～4月30日(水)

☎ 農政課 ☎ 79-7813



水産課からのお知らせ

漁業権対象種の水産動植物を採捕しないで下さい

宮古島市では、共同漁業権(第22号)により、県の免許を受けた漁業協同組合(漁協)の組合員以外、原則として下記の水産動植物を採捕することができません。

組合員以外の方が採捕した場合には、漁業法第195条により、漁業権侵害で告訴され、100万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

※原則として漁業協同組合員以外の採捕はできません。

海藻類

ヒトエグサ(あーさ)

モズク(すめい)

クビレツタ(んきやふ・海ぶどう)

水産動物

ウニ類(かずさ・かずつあ) シラヒゲウニなど

イセエビ類(さずい) ゴシキエビなど

セミエビ類・ゾウリエビ類

ナマコ類(ふうつずい) 全種類

タコ類(たく) シマダコなど

海藻類

シャコ貝類(にごう) ヒメジャコなど

サラサバテイ(たかせがい)

ヤコウガイ(やこうがい)

マガキガイ(ていらじゃ)

サザエ類(んな・ぴしんな) チョウセンサザエなど

※上記の動植物の他に水産資源の保護のため、沖縄県漁業調整規則において採捕が禁止されている動物(造礁サンゴ類、ウミガメ類(卵を含む)など) 採捕禁止期間や体長サイズ(殻長や体長など)が設定されている水産動物があり、漁業協同組合員であっても罰則の対象となります。(漁業協同組合員が採捕する際には、知事許可や漁業調整委員会の承認が必要)

※サンゴ類を販売目的で採捕することは禁止されており、違反した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

詳しくは、沖縄県農林水産部水産課ホームページをご覧ください。また沖縄県宮古農林水産振興センター・宮古島海上保安部・宮古島水産課・各地域の漁業協同組合にお問い合わせ下さい。

☎ 沖縄県宮古農林水産振興センター ☎ 72-2365 水産課 ☎ 74-2212